

令和4年度第4回行政評価委員会 会議録

日 時：令和4年8月31日（水）18時30分～20時05分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和真副委員長、倉澤生雄委員、下柳裕子委員、重岡真美委員、木本敦委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井・小笠原・木下・曾我部）

傍聴者：4人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が4人であることを確認した。

2 議事

(1) 第3回会議録の確認

第3回委員会では、商工観光課所管の「企業誘致促進事業」と「クラフトの里管理運営事業」の二つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ掲載する。

(2) 行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき、担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から所管課ごとの事業総括を行う。

No. 6	果樹振興対策事業（農業振興課）	2
No. 7	新規就農総合支援事業（農業振興課）	8
No. 8	担い手総合支援事業（農業振興課）	15
No. 9	市営住宅管理事業（都市整備課）	20
No. 10	地域公共交通事業（都市整備課）	25

(3) 次回の委員会日程

第5回委員会は9月14日（水）18時30分～

第6回委員会は9月28日（水）18時30分～

(4) その他

3 閉会

No. 6 果樹振興対策事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興
魅力ある農業振興のための諸施策

事業対象：JAえひめ中央（取組農業者）

事業目的：愛媛県果樹農業振興計画のもと、豪雨災害からの復興、生産基盤の強化、商品力の向上等を推進し、未来型果樹園を核とした産地の強化を図る。

事業内容：未来型果樹園づくり推進支援のうち、生産基盤強化のための整備として、紅まどんな等の雨よけハウス、かん水設備、キウイ棚といった高品質生産に必要な施設等の整備に対する支援を行う。

予算・決算：補正予算31,390千円、決算額31,390千円（詳細は資料4ページ）

人件費：0.15人工

（農業振興課）

本事業は、総合計画における産業振興都市の創造、魅力ある農業の振興に位置付けられ、魅力ある農業振興のための諸施策の役割を担っている。

事業対象は、JAえひめ中央であり、愛媛県果樹農業振興計画のもと、生産基盤の強化、商品力の向上等を推進し、未来型果樹園を核とした産地の強化を図ることを目的としている。

具体的には、紅まどんな等柑橘の雨よけハウス、かん水設備、キウイ棚といった高品質生産に必要な施設等の整備に対する県3分の1以内、市6分の1以内の補助となっている。

直接事業費は予算額3,139万円に対し、決算額3,139万円（執行率100%）、職員の人工数は0.15である。

成果指標は、事業目的達成のため、当該年度の事業計画に対して適正に執行しており、目標を達成している。

補足資料2ページ。内訳として、対象農業者数22人、APハウス7園地、簡易ハウス15園地、かん水設備9園地、果樹（キウイ）棚4園地、ヒートポンプ・循環扇1園地である。補足資料3ページが事業実施位置図、4ページは県が作成した資料である。

自己判定は、地域振興品種の高品質生産のための施設・設備を整備し、生産基盤の強化が図られており、今後も引き続き高品質生産体制の基盤整備の強化のための支援を行うこととしている。妥当性、有効性、効率性ともにA評価としている。

所属長の判定もA判定であり、事業の方向性を継続としている。これは、令和12年を目標年度とする新たな愛媛県果樹農業振興計画に掲げる未来型果樹園

の創造とブランド果実の安定供給に効果の高い事業であると判断されたためである。

今回、行政評価委員による選定事業として外部評価に諮ることになった。

(委員)

資料を初めて読んだときに思ったのが、伊予市の特産であるビワや栗は対象ではないのかということ。説明を聞いて、愛媛県が力を入れているキウイと柑橘について、特に儲かるから支援すると理解したのだが、その認識でよいか。

(農業振興課)

愛媛県の計画の中で品種が定められており、それらに特化して整理しているというものである。確かに栗やビワは本市の特産であるが、そこまで施設が必要ではない。代表的な対象品種である紅まどんなは露地栽培よりも、ハウス等の設備を導入して育てた方が反収単価も上がり、儲かる農業に行き着くということである。

(委員)

理解した。対象農業者が22人ということであったが、市内において儲かる果樹園に向けた取組をどのくらいの園地や農業者が取り組んでいるのか。どれぐらいの人が支援を必要としているのか。

また、このような取組によって果樹等の農業をしようという人は増えているのか。

(農業振興課)

自身の農業生産に対し、ある程度の計画を立て青色申告をしているような農業者を認定農業者と位置づけている。水稻や野菜、果樹等さまざまであるが、本市においては個人、法人も含めて約130人が登録されている。これが一つの目安になると思われる。

紅まどんな自体が試験的・戦略的にブランド化されたものである。県下の果樹園・樹園地において、今までの品種から切り替えて農業収入を上げてもらいたい、農業を続けてもらいたいという果樹王国・愛媛の戦略の一つである。

(委員)

きつい言い方をすると、久しぶりに事務事業評価シートを読んだだけでは、事業の中身が分からない、意味が分からないという感想をもった。

事業の対象にJAえひめ中央（取組農業者）と記載があるが、これはJAえひめ中央を窓口にして、APハウスや簡易ハウス、かん水設備等の設備を整備した農業者を対象に補助金を交付するという理解でよいか。

(農業振興課)

本事業は、産地の拡大というところに主眼を置いている。そのため、県事業としても一定の面積要件・戸数要件が設けられている。地域において、その要件に当てはまる取組団体は、おのずと JA えひめ中央となる。決してそこに限ったものではないのだが。

JA えひめ中央においても、その振興計画に基づき、それぞれの品種に対する振興の考え方がある。それらに合致した中晩柑類やキウイの雨よけ施設やかん水施設等の整備に手を挙げた農業者に対する取組である。経費負担は県費と市費、農業者の負担となっており、取りまとめを JA えひめ中央がしている。

(委員)

JA えひめ中央に限ったことでないのであれば、事業の対象が最初に JA えひめ中央が出てくる必要はない。また、資料 4 ページの直接事業費の説明が未来型果樹産地強化支援事業費補助金 3,139 万円とだけ記載している。補足資料で提示している施設別・品目別の補助事業費の内訳等の記載があれば、もう少し事業内容が伝わるだろう。

活動指標がそれぞれの面積になっている。愛媛県の計画においても、高度化するために園地を整えた面積としているのか。

(農業振興課)

令和 12 年度を目標とした愛媛県果樹農業振興計画において、紅まどんなであれば、栽培面積の伸び率を平成 30 年度から令和 12 年度までの 10 年間で 153% と目標に掲げている。

また、JA えひめ中央においても果樹産地構造改革計画があり、目標年度を令和 3 年度から令和 7 年度としている。この計画では、施設の紅まどんなにおいては、令和元年度の実績 102ha から令和 7 年度の目標 110ha に推進するという目標を掲げている。

(委員長)

委員が言われるのは、事業主体が JA えひめ中央ではなく、農業者ではないかということか。

(委員)

そうでないといけないという話ではない。事業主体に JA えひめ中央を記載すること自体にとやかく言うつもりはない。人工数 0.15 で事業実施できているということは、JA えひめ中央が効率的な運営をしているからの成果だろう。

ただ、この事務事業評価シートを見ただけでは、事業の概要や目標とするところが非常に伝わりにくい。

(委員)

この事業の予算を見ると、県が3分の2を負担していることから、県主導で実施していることが一目瞭然であり、加えて JA えひめ中央とタッグを組んで実施していることも分かった。紅まどんなが対象の一つであるため、JA えひめ中央を通さないと紅まどんなという名称は使えないし、美味しそうなオレンジ色のきれいな箱も使えない。系統外で出荷するのであれば、媛まどんな等の名称で別デザインの箱を使って産直市等に並んでいる。県主体の事業であるため、事務事業評価シートが現状の書き方になるのも致し方ない。

成果指標について。補助してもらえるのであれば、しっかりもらいたいというのが農業者の考えにあるため、今の設定のままなら、毎年度ほぼ100%になるだろう。そうではなく、指標で表せない効果に記載があるように、正品率の向上や収益性の向上に関する数値が出せるとよいと思う。工業製品であれば、設備投資を多くすれば良い製品が必ず出てくるのだが、農業の場合は年によって作柄が異なってくる。指標についていろいろと思案したが、農業者の努力と関係のないところで、経済状況による影響が出てしまうことも多いため、どのような物差しにするのがよいか非常に難しい。ただ、成果指標がどうもしっくりこない。

もう一点。県の主導は分かるのだが、昨今、食料自給率等についていろいろなことが言われている。このままのやり方でよいのだろうかという思いもある。今まではベースアップを中心に大きな補助金が出ていた。食料自給率という観点ではないため、特定の品種に力を入れるというやり方は仕方ないと思うが、それに伴って市の補助金も出している。伊予市には栗やビワ、その他の産品もある。所属長の課題認識にもあるように、公平性や均衡性に対する意識も必要である。

(委員)

補足資料2ページ。県の未来型果樹産地強化支援事業ということで、事業区分が三つある。その中で、伊予市が実施しているのは、未来型果樹園地づくり推進支援の事業ということか。

(農業振興課)

お見込みのとおりである。令和3年度の未来型果樹産地強化支援事業の取組において、該当するものが事業区分2の未来型果樹園地づくり推進支援であり、そのうちの生産基盤強化のための整備について、実施主体である JA えひめ中央からの要望があり、事業実施している。

(委員)

事業の目的について。現状の記載であれば、未来型果樹産地強化支援事業の三事業を網羅した形になっている。実際は未来型果樹園地づくり推進支援に関する内容であるため、事業の目的はもっと限定的に記載する方がよいだろう。

本事業の実施に当たっては、愛媛県の果樹農業振興計画と JA えひめ中央の果樹産地構造改革計画がベースにあり、それに基づいて実施していると説明があった。それについては理解できたのだが、伊予市としての計画やビジョンはあるのか。あるのであれば、この事業は何を目指して実施しているのかを教えてください。また、この事業について、伊予市に自由裁量の余地はあるのだろうか。

(農業振興課)

本事業は県費を活用した事業であるため、県の事業要領等に則って実施している。そのため、本市の色を出すということに関しては、なかなか難しいと思われる。市の要望等は進達しているが、県においてもそれぞれのルールがあるため、県の判断に委ねるという現状である。

(委員)

県の予算を活用した事業であるため、その枠の中で実施しているのだろう。ただ、伊予市として何を目指して、こういう事業に対してこれだけのことをやりたいという姿が見えた方が事業推進するにもやりやすいのではないかと。

今は、県と JA えひめ中央の計画があり、そこが取り持つような感じの関与の仕方になっている。伊予市がもう少しイニシアチブをとることができないのかと感じている。成果指標についても、伊予市の目指すところを測ることができるものを設定するのであれば、より良いものになると思う。

(委員)

事務事業評価シートを見ての感想になってしまうが、県と JA えひめ中央で取り組んでいるものに伊予市が補助的に乗ったような感じを受けた。農業者が直接申請するのではなく、JA えひめ中央で各種の手続きをする中で市に対しての手続きもあるのだろう。

そのような感じであるため、対象者は JA えひめ中央を通した者に限定されてしまう。農業者が個人的に直接市に申請するものではないのだろう。成果指標についても、申請されたものに対して、受理されていく状況であるため、毎年度 100%になるのだろう。それならば、成果指標はもう少し違う形でもよいのではないかと。今のままだと、申請のあったものをこなしている感じである。

(委員長)

本事業に関し、伊予市としてのオリジナリティ、裁量の幅というのは多分ないのだろう。県の補助金がまず先にあり、県がこれだけ補助するのだから、市も出しなさいという構造ではないか。それが一概に悪いとは言えないが、この記載内容では、本事業の全容は市民の皆さんには伝わらないだろう。

根拠法令には補助金の交付要綱が記載されているだけ。要綱には未来型果樹産地強化支援とは、未来型果樹産地とは一体何をイメージしているのか記載していると思うのだが、その内容をどこかに記載してあると、もう少し分かりやすくなるのではないか。

このような補助金があるから産地・園地が整備できるということだろうが、伊予市の事業として評価するのであれば、もう少し的を射た指標がないと、ストレートには伝わらない。

No. 7 新規就農総合支援事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興

魅力ある農業の振興に資する新規就農者の確保

事業対象：50歳未満の新規就農者

事業目的：就農初期の経営が不安定な時期における青年就農者に対し、5年間の補助金交付により、生計の安定化を図ることを目的とする。

事業内容：要件を満たす青年就農者に対する支援のための補助事業

予算・決算：当初予算31,500千円、補正予算△4,645千円、決算額25,355千円

（詳細は資料8ページ）

人件費：0.59人工

（農業振興課）

本事業は、総合計画における産業振興都市の創造・魅力ある農業の振興に位置付けられ、魅力ある農業の振興に資する新規就農者の確保の役割を担っている。

事業対象は50歳未満の新規就農者であり、就農初期の経営が不安定な時期における青年就農者に対し、5年間の補助金交付により生計の安定化を図ることを目的としている。

具体的には、令和2年度以前は年間150万円を5年間補助するものであったが、制度改正により、令和3年度から1年目から3年目の3年間は年間150万円、4年目5年目の2年間は120万円を補助するものになった。国費10分の10の補助である。

直接事業費は当初予算額3,150万円、補正予算額464万5千円の減、決算額2,535万5千円（執行率94.4%）、職員の人工数は0.59である。

成果指標は事業目的達成のため、当該年度の事業計画に対して実績60%となっている。

説明資料7ページ。交付対象農家数の内訳は、令和3年度採択3戸、令和2年度採択3戸、令和元年度採択7戸、平成30年度採択4戸、平成29年度採択2戸の計19戸となっているが、うち1名死亡により、実質18戸に交付している。説明資料8ページが主な就農園地の位置図である。

自己判定は、県、JA等との連携を図り、就農相談、就農後のフォローを行い、新規就農者の増加、離農防止に努めており、妥当性、有効性、効率性ともにA評価としている。

また、所属長の判定もAであり、事業の方向性を継続としている。これは、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農者に対する支援体制が重要であると判断されている。

今回、行政評価委員による選定事業として外部評価に諮ることになった。

(委員)

この事業は、JA えひめ中央を通さずに新規就農者が直接申請される形なのだな。

成果指標について。目標が100%以上となっているところ、実績が0.6となっている。あまりにも数字が小さい。この点が解せないのだが、説明いただきたい。

(農業振興課)

本事業の計画として掲げられた目標人数があり、それに対し実際にこの補助事業を活用して新規就農した人の割合を記載している。記載が0.6となっているのは、60%と記載すべきものであるため、改めたい。

(委員)

理解した。この事業は、市に問い合わせをすれば、すぐに取りかかることができるのか。

(農業振興課)

まずは農業振興センターに相談いただきたい。市と県、JA えひめ中央が相談者の今後の就農について、話を聞きながら、どういう活動を目指していくのかなども含めて相談に乗る体制ができている。

(委員)

新しく農業を始めるのは、各種規制があって大変だと聞いている。伊予市も一緒に取り組んでもらえるというのは、ありがたい事業だと思う。

(委員)

事業の内容に「要件を満たす青年就農者」と記載があるが、この要件は補足資料5ページの4補助対象者に記載している内容だと思われるが、いくつかの要件があるようだ。

補助対象者の(1)や(3)の要件がどの程度難しいものなのか分からない。申請すれば通るものなのか、それとも意外と審査があってはじかれてしまうものなのか。その点については、どのような状況か。

(農業振興課)

「人・農地プラン」は、農地の筆一筆一筆ごとに、今後5年後10年後、誰がこの農地を担うかを示したものである。これまでであれば、所有者の子どもや孫が担っていたものが、都会に出て行って戻ってこない、他の仕事をしているため、農業ができないという現状がある。他地域からの担い手を受け入れ、その農地を貸し出すことで農業を続けるのか。それとも隣の農地を担っている人がまだ若いし元気なので、その農地も引き受けてもらい一緒に作ってもらうの

か。そのような農地の未来の方向性を描くというのが、農林水産省が今進めているものの一つである。

そのプランの中で、対象者が専業で農業をしている認定農業者、その地域の農地を中心的に担っていく人材、新たな担い手という位置付けに入っているか。本市としては、そのような担い手になってもらおうと考えており、各種支援を実施している。例えば、新規就農の相談者の中でそういう気持ちがある人がいれば、地元に対してこういった人がいるのだが、どうか農地を貸してもらえないかという、新規就農者と地元とのマッチングも行っている。

次に、「青年等就農計画」について。今は農地をこれだけしか持っていないが、5年後にどれだけの農地を増やして品目もいくつ増やすのか。または現在作っている品目を拡大するのか。農地面積もさることながら、5年後の農業収入をどのぐらいに引き上げたいのか。各補助事業を使いながら、2年後3年後4年後にはどういった設備・機械を導入するのか。そういう内容を計画に盛り込んでもらう。その計画を市や県、JA えひめ中央等々の関係者で審査会を開いて面談の上、その計画が妥当なものかどうかを判断して認定しているのが現状である。

ただ、いきなり作ってくださいと言っても難しいものである。面談や相談があった時点である程度のことを対面で相談しながら計画を作り上げていき、この計画であれば実現できそうだ、この人であれば農地を任せて大丈夫だという、ある程度の確約が取れば、補助事業を活用してもらおうということで、認定新規就農者として認めていく流れになっている。

(委員)

理解した。相談に乗ったり、一緒に計画を作り上げたりしているのも、この事業を前提とした一環の流れであるため、どこかに記載があるとよいだろう。どうしても事業費の大小に目が行きがちであるが、本来はそちらの方が大切である。どのような仕組みで採択されているのか、実際は市が相談に乗りながら進めているということは重要である。その辺りが伝わるように工夫してもらいたい。

補助金額について。令和3年度に承認された交付対象者の場合、経営開始1年目から3年目の場合、150万円の定額交付。4年目から5年目の場合、120万円の定額交付。活用している人からすると、この金額はとりあえず安定して続けていく目途が立つ金額なのか。それとも、これではかなり厳しいなという感じなのか。

(農業振興課)

実際に就農し補助事業を活用する農業者は、先ほどの要件をもちろん満たしており、今後は農業をがんばっていこう、農業1本でやっていこうという人である。例えば、今年度は経済的にしんどいからバイトに行こうということは補助金の制度上できない。農業収入のみで生活してもらわないといけなくなるため、私たちも審査をある程度慎重に行うようにしている。この人なら大丈夫という場合ならよいのだが、どちらか迷う場合は窓口でもう少し検討した方がよいと厳しい対応をしている。

年間150万円で生活となると厳しいものがある。ただ、新規就農者への経営支援の補助事業では、本事業が金額的には最も高いものである。新規就農を志す人にとっては、たちまち本事業を導入するというのが最もポピュラーな方法の一つである。

(委員)

実態が分からないため、何とも言えないところがある。ただ、現在の半農半Xという流れの中で、人生をかけて農業をするという事業である。なかなか勇気がいる。

北海道とは全く環境の違う伊予市において、農業一本で生計を立ててもらおうと市が本気で望んでいるのであれば、もっと補助金額を増やしてもいいような気がする。現状はこの金額で、それでも3人の採択農家があるということで、制度としては機能しているという判断なのだろう。

(委員)

活動指標に新規採択農家数が挙げられている。また、2,500万円超の補助金が県費から出てきているのだが、この繋がりが全く分からない。補足資料7ページにあるように、2年目の人が何人いて、これだけの補助金交付があった。3年目の人が何人いて、補助金交付はいくら。同じように4年目、5年目、新規で総額が2,500万円超というようになれば、全容が分かってくる。今のままでは関連性が分かりにくいので、もう少し工夫をしてもらいたい。

新規就農者に5年間の補助をした後のことを聞きたい。期間経過後も農業を続けている人は100%ではないと思うのだが、農業をやめてしまった人はいるのだろうか。

(農業振興課)

本事業の補助金を過去に活用した人で、5年間の交付期間中に止むを得ない事情によって農業を廃業した人はいる。

(委員)

先ほどの補助対象者にあったように、農地の担い手ということで一定規模の土地がある人に集約していこうという趣旨はよく分かる。ただ、伊予市周辺の農地は、北海道とは違う。この辺りの農地は小さなものがたくさんあり、一定の規模が5ヘクタール要するという中で補助金をもらうためには、農地が足りない人であれば、とりあえず農地を貸して貸してとになってしまう。借りた後は農地を放置、十分な管理をしていないため、草が茂って草刈りのトラブルが起こる。地主に苦情が入るが、貸し出した土地だから管理者は別だとなり、全然管理をしてもらえない。補助金をもらうために単に農地を借りているだけであり、地域に迷惑がかかっている。農業施策の中で悪例が出てきているため、補助金を交付するだけでなく、その農地で農業ができ、生産が上がって農作物ができている状況を確認してもらいたい。

(委員)

事務事業評価シートを一読して、計画の新規就農者が確保できていない状況であるため、150万円の補助金を交付できる事業だともっと表現すればいいのにと感じた。しかし、担当課からの説明によって、認定新規就農者はハードルが高いということも理解できたので、それらについて記載し、もう少し事業内容が分かりやすく伝わるようにしてもらいたい。

成果指標について。毎年新規採択農家5人の確保に向け事業の推進を図ると記載があり、実績が3人であるため60パーセントが続いている状況なのだろう。それに対する自己判定のコメントがない。計画未達であることに対し、どう分析してどう対応していくのか言及が全くないのがすごく残念である。この未達の状況に関してどのように考えているのか。

また、全国の認定新規就農者の認定状況を見ると、愛媛県全体では令和3年3月現在で321人の認定があった。その中で伊予市が3人という状況についてどのように分析しているのか。

(農業振興課)

先ほどの愛媛県の総数は、延べ数だと思われる。本市においては、令和3年度は3人であるが、延べ数だと31人である。この31人のうち、既に交付期間が終了した人もいる。補足資料の7ページをご覧ください。令和3年度に交付対象となったのは19人であり、うち3人が令和3年度に新規で獲得した就農者ということである。

(委員)

愛媛県内でのウエイトや平均値で言うと、まずまずの成果を出しているという認識なのか。

(農業振興課)

一応、毎年5人の新規採択農家を目標に掲げているが、例えば平成27年度は目標を達成しており、令和元年度に関しては目標を上回る7人の確保ができています。目標となる数値を目標年度までの年数で割り戻したものが各年度に設定されているため、毎年数値のばらつきが出てしまう状況である。

(委員)

面談などがコロナ等で日程的に難しかったという状況もあるのだろう。未達状況についても分析して、自己判定にぜひ記載してもらいたい。

(委員)

先ほどの説明にあったように、新規就農者への支援には面談やその気になっている人への声かけ、本事業の広報、補助金活用のレクチャーなども含まれる。事務事業評価シートを見るだけでは、新規就農者への支援として補助金を交付し、それを毎年順繰りに回しているという形にしか思えない。事業の成果やそれを上げるために具体的にどのようなことをしているのか、例えばレクチャーや広報のためにどのくらい予算をかけているのか。そういう部分も含めた情報が提示されると事業の全体像が見えてくると思う。

最も気になるのは定着率。資料のどこかに、例えばこれぐらい農業を続けている人がいるとか、利益を出して生活できる状態にまでなった人がどれぐらいいるとか、生活するのはまだ難しいから支援が必要な人がどのくらいいるとか。そういう情報があるとすごく読み解きやすくなる。この事務事業評価シートで、そこまで求めるのも申し訳ない気がするが、そういう情報があると、より重要な事業だということが分かりやすくなるだろう。

(委員長)

頂いた資料を見れば見るほど、全貌がつかめない。正体不明のままのところがある。

まず何よりも分からないのが、要件を満たす青年就農者という表現。これに当てはまるのが、50歳未満の新規就農者という整理。そもそも、この基準がどうなのだろうかという思いがある。農業振興課としては、県費が用意されているから、そのままの形で運用してきたということなのだろう。

定着率・継続率。それが一番大きな問題だろう。それを測る指標があって然るべきである。

今年度の途中経過に、新規就農者3人を確保しており、今後も個別勉強会とか事業の周知を通じて新規就農者の確保に努めたいという希望が開陳されているが、具体的にどういうツール、どういう手段を使って実施しているのかが見えない。その辺りの情報を教えてもらいたい。

(農業振興課)

個別勉強会は、市の広報・ホームページを通じて周知をしている。コロナ禍により、不特定多数の人がどの程度参加するか分からない状況での説明会の開催は難しい。そのため、窓口で相談に来た人やこれから本市で就農を考えている人などに対し、直接的にピンポイントで周知し、人数等を把握した上で、勉強会を開催する手法にしている。

(委員長)

いずれにしても、私が担当者であれば、この事業は達成感が味わえないなど思ったのだが、いかがだろうか。偽らざるところを教えてもらいたい。

(農業振興課)

本事業を一つの契機として、本市に1人でも多くの就農者を呼び込みたいという思いである。我々の達成感というよりは、本市の農地がこれ以上荒廃しないように、また農地を守るためという一つの手法と捉えている。未来型果樹産地強化支援事業を活用して、農業者の収入を上げるのも一つの手法であるし、新規就農者を1人でも多く増やしていくというのも一つの手法である。結局は本市の農業をどうするのかというところに重きがあると思う。

(委員)

新たに農業を始めるには、ある程度の農地を必要としていたはずであるが、確か農地の規模が変わってくるような流れがあると聞いた。もう少し小さい規模でも農業に取り組めるようになる。そうなると、新たに認められるような人が増えてくるのではないかと思ったのだが、それに対して、伊予市は対応できるように今から考えていることはあるのだろうか。

(農業振興課)

農業をスタートする際には、下限面積という3,000㎡の農地を取得するか、借りるかというのが現在の農地法上のボーダーラインである。それが令和4年5月の法改正により、この1年以内に下限面積が撤廃されるという改正法が交付された。3,000㎡のボーダーラインはなくなるのだが、3,000㎡未満の農地をもって、今後農業で食べていけるかどうかというのは、また別の話である。国も半農半Xといって、専業だけでなく、何か主たる仕事をしながら農業もするということを言い、そのような人に対する措置を検討しているとのこと。

これまで農地を取得できなかった人を拾うことができるようになる。今後は農地を取得してもらえたり借りてもらえたり人が増えていくと思っているが、ただその人が3,000㎡の農地で食べていけるかどうかは別問題であるため、担当課として検討を重ねていく必要があると考えている。

No. 8 担い手総合支援事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興

魅力ある農業の振興に関する新規就農者の確保・育成

事業対象：JAえひめ中央（取組農業者）

事業目的：農業従事者の高齢化と減少が急速に進んでおり、農業生産の確保と集落における農地の維持が困難になりつつあるため、多様な担い手を確保・育成していくため、募集から研修、就農、経営発展、経営継承まで一貫した支援により、意欲ある担い手を確保する。

事業内容：研修JA等が就農候補者への研修を実施するために行う活動の支援
研修JA等が就農候補者を次世代の農業者として育成するため先進的技術の導入や効率的な経営の実践に必要な農業機械・施設等の整備支援

予算・決算：補正予算14,887千円、決算額13,414千円（詳細は資料12ページ）

人件費：0.27人工

（農業振興課）

本事業は、総合計画における産業振興都市の創造、魅力ある農業の振興に位置付けられ、魅力ある農業の振興に関する新規就農者の確保・育成の役割を担っている。

事業対象は、JAえひめ中央であり、農業従事者の高齢化と減少が急速に進む中、募集から研修・就農・経営発展・経営継承まで一貫した支援により、意欲ある担い手を確保することを目的としている。

具体的には、研修JA等が就農候補者への研修を実施するために行う活動に対する補助は県3分の1以内の補助、また就農候補者の効率的な経営の実践に必要な機械・施設の設備導入に対する支援は県3分の1以内、市6分の1以内の補助となっている。

直接事業費は予算額1,488万7,000円に対し、決算額1,341万4,000円（執行率90.1%）、職員の人工数は0.27である。

成果指標は、事業目的達成のため、当該年度の事業計画に対して適正に執行しており、目標を達成している。

補足資料10ページ。機械施設整備の内訳として、対象農家数5戸に対してAPハウス、キウイ棚、ハウス改良部材、動噴の導入に対する支援を行っている。

補足資料11ページが事業実施位置図である。

自己判定は、農業者の経営計画に基づいた適正な機械・設備等の導入であるかを見極め、経営発展への理解を促し、生産活動の安定を図り発展することで、

担い手の確保が推進されていると考えており、妥当性、有効性、効率性ともにAとしている。

所属長の判定もA判定であり、事業の方向性を継続としている。これは、農業の担い手不足が本市の農政を左右する大きな課題であることを真正面からとらえ、JA えひめ中央による新規就農者の確保・定着や優良農地の維持を強力に進める事業であるためである。

今回、行政評価委員による選定事業として外部評価に諮ることになった。

(委員)

実施主体がJA えひめ中央ということで、伊予市役所としてはあくまでサポートという形であり、主体的に動くようなことはない認識でよいか。

この事業に関しては、伊予市として特に何をしているのか。どのような関わり方をしているのか。JA えひめ中央が認定するということがあったが、例えば伊予市に相談があれば、JA えひめ中央に紹介するような感じか。

(農業振興課)

未来型果樹産地強化支援事業と同じく、本事業も県単事業である。JA えひめ中央が伊予市内に研修園を持っており、その卒業生が新規就農者になり得る可能性が非常に高い。もちろん市内にある研修園を卒業しても、どこか違うところに就農する人はいるのだが、未来型果樹産地強化支援事業や新規就農総合支援事業についても本市の追加補助があるという情報提供をして本市での就農を特に勧めたい人たちである。

就農候補者研修支援は、その人が確実に伊予市に来るかどうかわからないため、県費補助内に留める。それ以外の機械施設整備については、もちろん伊予市内の農地において設備投資する人なので、それについては県補助にプラスして市の補助も導入するという考えである。これは県単事業の中に、ある程度の市費を投入するようになるため、メインはやはり県の実施要領に基づいた事業になる。

(委員)

理解した。限られた中で、市としてアプローチできることをしているということだな。

本事業の役割として新規就農者の確保・育成ということがあり、所属長の課題認識に「少しでも早く新規事業をフル活用できる体制を整える」と記載があるのだが、これは全くゼロから就農する人に対しての担い手総合支援事業なのか。例えば、実家が農業であり別の農作物を作っているが、違うジャンルで新たに始めたいという場合は、対象にはならないのか。

(農業振興課)

新規就農者総合支援事業はいわゆる生活費等への直接支援であり、担い手総合支援事業は就農計画の中に記載のある機械施設のリースを JA えひめ中央がした場合と研修園の運営のために必要な補助をしているものである。

ご質問いただいた、いわゆる農家の後継者が対象となるのかについて。新規就農者の定義としては、新たな農家が1戸できるという考え方で支援をするものであるため、例えば家の農業を継ぐのは駄目だが、全く別の経営体がもう1戸できるということであれば、認定の可能性が十分に出てくると思われる。

(委員)

この事務事業評価シートも分かりにくいなと思った。

所属長の課題認識にある「少しでも早く新規事業をフル活用できる体制を整える」という記載について。補足資料 10 ページに、愛媛県としては担い手総合支援事業ということで、1. 募集から 5. 経営継承までの五つの分野があって、伊予市が取り組んでいるのは黄色の網掛けをしている二つであるため、他の分野も今後は実施したいということは何とか理解できた。

そういうことが分かりやすく、伝わりやすくなるとよいなど。これだけボリュームのある事業であるため、3 ページの事務事業評価シートの中に入れるのは難しいとは思いますが、ご尽力いただきたい。例えば、直接事業費を就農研修センターの運営に要した費用と機械施設等の整備に要した費用に分けて書くといった工夫があるのではないか。市民は事務事業評価シート 3 ページ分しか見ない。そのため、見るだけで分かりやすくを心がけて、記載内容の工夫をしてもらいたい。

JA えひめ中央の新規就農研修センターというのは、伊予市にあると説明があったが、伊予市の新規就農を目指す人だけで 13 人いて、その人たちだけに研修を行っているのか。

(農業振興課)

研修している人は、伊予市外の人もある。かつ、その人たち全てが伊予市で就農するかどうかは各々の考えによる。そのため、県補助が3分の1のみであり、市の補助はない。

(委員)

新規就農総合支援事業で生活保障的な 150 万円の補助がある。1 戸の新しい農家ができれば、農業は手作業ではできないため、機械等の整備はこの事業で補助する。直接事業費が 1,300 万円超で、ほとんどが県から予算が出ている。機械やトラクターを新規で買うとなれば、500 万円は必ず必要となる。トラクターについて言及すると、伊予市の現状では、例えばウエルピア伊予の前の平坦

地で面積が広いところであれば効率的に耕作できる。それ以外の地区でも圃場整備ができているところは広くなっているため、ある程度の効率性を出すことができるだろう。そのような農地に新規就農者が食い込んでいくのはなかなか難しい。

私の地区では百数十戸あるが、専業農家は数戸である。残りは兼業農家という部類である。農業は絶対に赤字。兼業農家であれば、確定申告すれば損益通算の対象となって、その赤字分が給与所得など他の所得から控除してもらえる。それによる還付を受けることができれば、損が出たところも取り戻すことができる。ただ、この事業の対象者である新規就農者は農業だけなので、そういうことができない。そうすると、新規就農者が農業をずっとやっていけるようにするには、地域のサポートなり、機械を持っている人の空いているときに共同で使わせてもらえるという体制を作らなければならないと、農業で独り立ちするのは、難しい気がする。新規で地縁のない人が移住でやって来たら、なおさら大変だろう。

農業研修については、JA えひめ中央が各種の農作物を作る方法などを教えてくれるのだろう。それとともに地域における支援体制を構築していかないと、継続的に農業だけで頑張っていこうというのは難しい。

(委員)

補足資料 10 ページにある県事業の黄色の網掛け部分を伊予市が実施しているということであるため、本来であれば、この事業は総合支援事業というわけではない。県の事業との齟齬があると、予算の関係でよくないため、この名称を使っているのかもしれないのだが、伊予市の場合は事業名称と中身が合っていない状況である。名称を変えるのがよくないのであれば、事務事業評価シートには県の事業のうち、これとこれを実施していると明記してもらえると誤解なく、分かりやすい。事業名称と事業内容がぱっと見て、分からないというのは、何とか工夫してもらいたい。

(委員)

農協に勤めている知人に、こういう支援事業のことを教えてもらってやっと理解したという感じ。そのぐらい、読み取ることでできないシートになっているということ。ただ、必要な事業であることは分かったので、引き続き頑張ってもらいたい。

(委員長)

要するに果樹振興対策事業・新規就農総合支援事業・担い手総合支援事業も県の補助金交付要綱を根拠にして、初期の目的を達成しよう。制度資金ということである。

県がやってくれればと思うが、そうはいかない。事業を積み上げていくときに一番便利なのは、やはり JA えひめ中央となるのだろう。県下全域も同じように JA えひめ中央を窓口として実施しているのか。

(農業振興課)

お見込みのとおりである。JA えひめ中央、あるいは農業者集団が窓口という形になっている。

(委員長)

効果のほどが、どうなのだろうと思う。

新居浜と西条の農協が合併して、現在 11 の単位農協になった。これが漁協のように県一農協という模索をしている。これには温度差があって、赤字の農協はいち早く合併してほしいと思っている。一方で、黒字の農協は県一農協に入らないと言っているはず。結局、県がそこまで旗を振るのであれば、責任を持ってほしいと思う。

その点は思ったほど簡単ではないため、そういう実情は現場を一番よく知っている地元市町の窓口の職員が、補助金を出してくれているはずの県に逐一伝えるというホットライン、ルートが常に確保されて然るべきだろう。

農業振興をやっていると県に言われると、いや補助金をばらまいているだけだろうと言われかねない。その中で、地元としては苦勞しているというメッセージが必要である。県が補助金を出すから、市も出せという空気感だろう。良い悪いは別にして、大変な苦勞だろうなど。だからこそ、かけたエネルギーに比して、得られた達成感は少ないのだろうと思う。

(企画政策課長)

農業振興課所管の三事業に係る産業建設部長の総括コメントを読み上げる。

今回評価いただいた三事業については、本市の農業振興を図る上で、いずれも高い効果を得ている事業である。今後も継続し、適正執行に努めてまいりたい。

No. 9 市営住宅管理事業（都市整備課）

総合計画：快適空間都市の創造－安らぎある住環境づくり

「伊予市営住宅ストック総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、
長期的な公営住宅の活用を目指す。

事業対象：市民（市営住宅入居者及び近隣住民等）

事業目的：公共の資産である公営住宅を良好な状態に保ち、入居者の安全及び
利便性の向上に努め、団地内の居住環境の維持・保全を図る。

事業内容：市営住宅の一般修繕及び退去時の修繕等維持管理運営。

予算・決算：予算39,224千円、決算額33,430千円（詳細は資料16ページ）

人件費：2.60人工

（都市整備課）

本事業は、快適空間都市の創造、安らぎのある住環境づくりに位置している。
具体的な事業の内容は、エレベーターや遊具の点検・樹木の剪定・草刈り、住
宅設備に何かしらの不具合があった場合の修繕など、市営住宅を良好な状態に
保つための維持管理を行っている。事業活動の実績を測るため、活動指標とし
て一般修繕件数・退去時修繕件数・入居個数・家賃収納率（現年）を設定して
いる。当該年度の実績は、一般修繕件数が100件、退去時修繕件数が15件、入
居戸数が493件、現年の家賃収納率が97.15%となっている。

また、本事業は、市民（市営住宅入居者及び近隣住民等）を対象に公共の資
産である公営住宅を良好な状態に保ち、入居者の安全及び利便性の向上に努め、
団地内の居住環境の維持・保全を図ることとしており、成果指標を目標値に近
づけることにより、公営住宅を良好な状態に保ち、入居者に提供するという考
え方により、成果指標に要望件数に対する対応率を設定している。当該年度の
目標100%に対し、100%の実績となっており、施設の老朽化という点を除けば、
概ね良好な状態に保たれていると考えている。

所属長の一次判定は、妥当性B、有効性B、効率性Aであり、市営住宅の適
正な管理運営に必要な事業であることから事業の方向性を事業継続と判断して
いる。

本事業は、長寿命化計画に基づき必要となる住宅戸数を確保しなければなら
ないが、建替え以外の方法も検討し、効果的に事業を進めていく必要があると
いう課題が見受けられるため、家賃補助制度や借上型市営住宅制度を検討する
こととしている。

なお、直接事業費は当初予算3,922万4,000円に対し、決算額3,343万円と
なっている。これは、予算の見込みに対し修繕件数が少なかったこと、また、
遊具点検の結果、健全である箇所が多かったため、予算見込みに対し、工事規

模を縮小したことなどが要因となっている。決算額の内訳は、事務事業補助シートのとおり、主なものは需用費が一般修繕や退去時修繕などの修繕費、委託料が樹木の剪定や草刈り、遊具点検などとなっている。事業実施に当たっては、2.6 人工の人件費がかかっている。

今回、指定管理者制度を速やかに導入するため、先進事例や有効性・経済性を研究する必要があるとの判断から、外部評価案件となっている。

(委員)

市内にある市営住宅は、全てが同じ目的で建てられたわけではない。合併前にUターンやIターンを支援する目的で建設されたものが、今は市営住宅として利用されている。建設に至る背景や建物の状況、周辺環境等は、担当課において全て確認・認識できているのだろうか。

(都市整備課)

委員ご指摘の住宅は、恐らく特定公共賃貸住宅に当たると思う。それらに関しても公営住宅と同じように都市整備課で管理しており、各々の状態は把握している。

(委員)

建設背景の違う住宅が混在しているため、指定管理者制度を活用した際に、一律の対応が難しいのではないかと思う。

また、建物の周辺環境や耐久年数等もそれぞれ違うだろう。建物を維持管理し、時に修繕するだけでなく、いずれは壊して建て直すことも検討する必要がある。その点について、伊予市の計画はあるのだろうか。

(都市整備課)

合併前に建てられたものについては、旧の1市2町で添え付けの備品等も異なっていた。現在は、旧伊予市の基準に合わせて対応を一にしている。

今後の市営住宅の管理について、長寿命化計画を策定している。それに基づき、外壁の修繕や屋上の防水等の対応をしている。

(委員)

市営住宅の修繕等の管理事業であるため、指定管理者制度の導入に向けて検討・研究することだが、個人的には経費があまり圧縮できないのではないかと思う。

成果指標について。要望件数とあるが、具体的にどのような要望なのか教えてもらいたい。

(都市整備課)

成果指標の要望は、一般修繕に該当する要望である。

例えば、元々住宅に設置してある電気器具や給湯器等が壊れた場合、修繕が必要だから直してほしいと要望が入る。その要望を受けて修繕を行うようにしている。

(委員)

実績が100%になっている。住居者の要望に対して全て対応できており、十分な管理ができているということだな。

(都市整備課)

全てという用語弊がある。住居者に負担してもらう部分と市が負担する部分をはっきりと分けており、市が負担すべき案件は全て対応できているということである。

(委員)

単純な維持管理の事業であるため、指定管理制度を導入して、事業費の圧縮がどれほど見込めるものなのか。

(都市整備課)

県内の事例では、愛媛県が中予地域を、あとは松山市と新居浜市が既に導入している。それぞれ管理戸数が多いため、管理に携わる職員に係る人件費の削減に繋がっている。例えば、新居浜市では10人程度の職員で対応していたが、指定管理を導入することによって5人から7人という状況になっている。それに伴い人件費が下がり、費用対効果が出ている。

本市では約600戸を管理しており、人工数2.6で対応している。元々の管理戸数と担当職員数が少ないため、指定管理を導入することによるメリットはあまり望めない。部分的に導入するなど、経済的に有利となる指定管理方法の研究を引き続き進めたい。

(委員)

入居個数が493戸であり、管理戸数は600戸ということであったが、この差について説明してもらいたい。

また、長寿化計画に基づいて、目の前の修繕と長寿化に向けた工事等を実施していると思うが、例えば、令和3年度の直接事業費の中で長寿命化に関する費用はあるのだろうか。

(都市整備課)

管理戸数の中には、既に入居を止めている住宅も含まれている。そのため、実際に入居できる住宅のストックは多くはない。中山地域や双海地域の住宅には若干の空きはあるのだが、伊予地域には空きがない状態となっている。

令和3年度では、長寿命化計画に基づいて実施した事業はなかった。

(委員)

鹿島住宅の近くを通ると、現在も入居しているところと入居させないためにしっかり管理しているところが歯抜けの状態になっていた。古くなった住宅を維持するのも大変である。

伊予市ではそれほどではないかもしれないが、都市部では高齢になると住宅の貸し渋りがあり、入居したくても断られるということがあられるようだ。持ち家のない高齢者も一定数いると思うため、市が住宅を整備する必要はある。

ただ、老朽化したからといって建て替えには多額の予算が必要になるため、民間住宅を借り上げて市営住宅とするのか、あるいは家賃補助とするのか。先進事例を研究しながら、バランスを取りつつ実施してもらいたい。

(委員)

市営住宅の長寿命化計画を見てみると、とても上手に分析していると感じた。この分析で既に方向性も出ているのではないかと思うため、そういう方向でやっていけばよいのかなという気がする。

成果指標について。どれだけ修繕したかという考え方よりも、入居率の方が適切だと思う。修繕を適時適切に実施すれば、入居率は上がる。指標設定は検討されたい。

指定管理者制度の導入に関し、経済性がなぜ確保できないのかという先ほどの説明も理解できたのだが、別の見方もできる。団地毎の入居率やこれからどう管理していくのかを見ると、随分減っていく方向性になっている。減っていくところに、ノウハウを持った職員を育てても仕方ない。説明にあったように、経済性を確保しながら、部分的に指定管理を導入する考え方は正しい方向だと思う。

また、若い世代はあまり市営住宅に入居しない状況があると思う。今後のことを考えた場合、説明のあった建て替え以外の方法で良質な住宅サービスや支援を提供していくのも正しい方向性である。

(委員)

かなり昔からあるような住宅が市内にはたくさんある。その維持管理には多額の費用がかかっているのも理解できるし、必要な事業であると感じている。

個人的な実感として、街灯の電球切れが早く直ったり、遊び場の草がきちんと刈られていたりなど、不満に思うことはあまりない。手入れが行き届いているなど思っている。

そのような状態が指定管理制度を導入した際に継続できるのかなという点は気になる。指定管理をした場合、どういうメリットがあって、どこまでおまかせして、今の体制をしっかりと続けていけるのだろうか。そういう懸念をクリ

アし、職員の管理が楽になり、コスト的にも優位性があるのであれば、早急に進めていけばよい。ただ、きちっと固まらないままに早急に進めて、今の良いところがなくなってしまうのであれば、しっかりと検討・研究を進めてからでもよいのではないか。

(委員長)

指定管理者制度を導入する、指定管理に出せば今よりも合理的に運営できるというふうには考えられないだろう。

それよりも、今ある市営住宅を整理・統合する方向性はあるのだろうか。積極的に維持・充実させていくと言うのは簡単だが、そうはいかないだろう。

(都市整備課)

特に旧伊予市の市営住宅は、昭和20年から30年代に建てられたものも多数ある。これまでは、老朽化した市営住宅の統合については置き去りにしてきた感はある。来年度ぐらいからは、統合も視野に入れた長寿命化計画の見直しも本格的に考えていかななくてはならないと考えている。これにより市営住宅全体がある程度整備された後に、指定管理を検討していくべきであり、まずは統合が先ではないかという考えになっている。

現在、市営住宅が市内各所に点在している。本市においても市街化区域内に居住誘導区域を設けており、都市計画上、その中に住宅を統合していきたい。その際、区域外の住宅をどうするか。例えば、住宅を売りに出したり、新しい団地を造成したりするなど、新しい感覚を入れながら多角的に可能性を調査研究していく。既にコンサルタントとの協議を始めており、その方向で進めたいと考えている。

(委員長)

そのとおりである。安心した。

いくら長寿命化とはいえ、古い住宅をそのまま使用し続けるには驚くほどの修繕費等がかかってくる。今よりも予算規模を減らして指定管理に出そうという理想があるのだろうが、大きな修繕等が出てくれば、指定管理者からこれは市役所の仕事だと突き返されるだけである。最初に指定管理云々の話を出すと、それだけでバラ色の未来が開けるような誤解を与えかねない。統廃合を検討するのであれば、市民の合意を形成するためには、指定管理に関する話は現時点ではできるだけ出さない方がよい。

(企画政策課長)

市営住宅管理事業に係る産業建設部長の総括コメントを読み上げる。

本事業は、市営住宅管理の向上を図るため、委員の意見を踏まえ、今後も継続し、適正な執行に努めてまいりたい。

No.10 地域公共交通事業（都市整備課）

総合計画：快適空間都市の創造－人に優しい道路・交通体系づくり

中山・双海地域の人口減少地域における交通手段の確保及び本庁地区の交通空白地域の解消を図るために運行を行う。

事業対象：交通空白地域の利用者及び交通弱者

事業目的：誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、人口減少地域及び交通空白地域に配慮した「分散型まちづくり」の推進、各地域の均衡ある発展を図るため、市民にとって便利で使いやすい公共交通システムを構築する。

事業内容：市民生活における交通手段の確保と地域内交流の促進に伴う地域活性化を目指すため、中山・双海地域にはデマンドタクシーを、本庁地区にはコミュニティバスをそれぞれ導入し、適正な運航管理を行う。

予算・決算：予算56,884千円、決算額56,364千円（詳細は資料20ページ）

人件費：0.85人工

（都市整備課）

本事業は、総合計画の快適空間都市の創造、人にやさしい道路・交通体系づくりに位置している。

事業の対象は交通空白地域の利用者及び交通弱者であり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、人口減少地域及び交通空白地域に配慮した「分散型まちづくり」の推進、各地域の均衡ある発展を図るため、市民にとって便利で扱いやすい交通システムを構築することを目的としている。

具体的には、中山・双海地域にはデマンドタクシー、本庁地区にはコミュニティバスを、それぞれ運行している。

直接事業費は、当初予算5,688万4,000円に対し、決算額5,636万4,000円となっている。決算額の内訳は事業補助シートのとおり、委託料の主なものとして、デマンドタクシー運行业務委託料2,236万800円、デマンドタクシー予約・配車業務委託料442万2,000円、コミュニティバス運行业務委託料2,787万1,896円となっており、事業を行うに当たって、0.85人工の人件費がかかっている。

成果指標は、地域公共交通事業の必要性・実効性を認識するため、デマンドタクシー及びコミュニティバスの利用者数を設定している。令和3年度の目標指16,500人のところ、実績は14,673人と、若干目標値を下回る状況となっている。

自己判定は、妥当性がS、有効性がA、効率性がBとしている。事業成果・工夫した点は、コミュニティバス・デマンドタクシーともに円滑な運行がなされ、運用に関する支障はなかった。コミュニティバスに関しては、令和2年度の本格運行から2年目を迎え、堅調に利用者が増加している。路線・停留所の追加、フリー乗降区間の導入など、再編後の仕組みが徐々に浸透した結果だと考えている。

また、事業の苦労した点・課題は、デマンドタクシーの利用者数の減少が年々加速しており、利用促進に向けた周知を増やしたものの、減少に歯止めが掛からなかった。利用者が増えない原因究明を急ぐとともに、令和5年度に変更の必要がある協定内容に関し、仕組みを見直す必要があり、新たな利用者増に向けた周知方法の検討が必要である。

所属長の判定は、事業継続としており、市民の生活交通手段の確保、地域間移動の促進による地域振興を推し進めるため、事業の継続が必要であると判断している。課題認識として、中山・双海地域を運行区域とするデマンドタクシーについては、想定以上に利用者の減少が進んでいることから、運行内容の見直し、制度の周知・啓発、説明会の開催等に取り組むことで、利用促進に努める必要がある。一方、伊予地域を運行区域とするコミュニティバスについては、一昨年の路線・運行時間等の見直しにより、利用者が拡大傾向にあることから、市民生活の一部として定着するよう、更なる周知に努めていきたい。

二次判定は、コミュニティバスもデマンドタクシーにおいても、利用促進を図るため対策を速やかに検討・実施することとし、行政評価委員会に諮ることになった。

(委員)

コミュニティバスはよく目にする。実際にバスを待っている人や乗っている人も見かけるため、私にとっては身近な存在になっており、今後も利用者が増えればよいと思う。

事業の苦労した点・課題にあるように、本事業において大きく問題になるのはデマンドタクシーについてだろう。仕組みを見直す必要があると記載しているが、周知の徹底や説明会の開催などについては言及しているが、実際にどのような形で呼びかけ等を行い、その際の手応えはどうだったのか。

利用者の多くは、高齢者がほとんどだろう。その人たちが自分から予約や必要な情報をとりにいくとは考えにくい。家族が動けないときに使ってもらえるといいなと思うのだが、周知活動について教えてもらいたい。

(都市整備課)

本事業は令和4年度から都市整備課に移管されたものであり、今は事業の実施についていくことに必死の状態である。

今のところ、説明会等には手をつけることができていない状況である。

(委員)

各種対応をしたが、結果が伴っていない。まだまだ対応が足りないということかと思ったのだが、まだそこにも到達していないということだな。必要な事業であることは確かであるので、引き続きお願いしたい。

デマンドタクシーのチラシが入っていたので見てみたのだが、非常に見づらい。文字が多すぎて、高齢者が読み込むのはとても大変である。もう少し分かりやすかったらよいなと思った。便利で使いやすい公共交通システムということであるので、もっと便利さが伝わると利用率が上がっていくだろう。

(委員)

デマンドタクシーの利用者の減少について。チラシを見ると、双海地域の人には双海地域内だけ、中山地域の人には中山地域内だけの移動となっている。運転をやめた高齢者が行きたい場所が本当にそこにあるのかというそもそもの疑問がある。

利用者が減少しているのであれば、利用を止めた人にどうして止めたのか聞けばよいだけである。どうして今までできていなかったのかという気がするし、その結論も想定できるものだと思うが、いかがだろうか。

(都市整備課)

タクシー事業を行うには、それぞれのエリアを設定する必要がある。双海地域であれば双海地域内に限られる。デマンドタクシーの性質上、その地域を出ることはできるのだが、出たところから利用者を積んで帰ることはできない。そのような中で運行しているため、システム上の限界があるという事実は否めない。

確かに不便な面もあるだろう。ただ、中山・双海地域においては、それぞれの人口が平成2年からの30年間でほぼ半分になっており、その点も利用者が減っている一因ではないかと考えている。

(委員)

事業費の内訳について説明があったが、デマンドタクシーは利用者が増えていくコミュニティバスよりも費用がかかっており、その在り方も考えなければならぬ状況になりつつある。

本当に必要としている人たちにとっては気の毒な物言いになるかもしれないが、一度事業を始めたから同じように継続するのではなく、違う形でのサポー

トも考えていく必要があるのではないか。人口の減少とニーズに合わない運行しかできないというところに、この事業最大の課題があるのならばの話ではあるが。

(委員)

デマンドタクシーの利用が段々と落ちているのは、制度的な課題が大きいと思う。中山地域は中山地域のみ、双海地域は双海地域のみという運行は制度であるため仕方ないことだが、利用者の立場で考えると、その範囲内だけで事足りるのかという疑念がある。歯科医もある、内科もある。病院はあるじゃないかということだろうが、病院は相性があると思う。私であれば、市内には多くの病院はあるが、松山の病院に行くことになりそうである。ちょっとした買い物は地域内でできるだろうが、品ぞろえを考えると郡中まで出て行かないといけないという行動につながると思う。そういうことがうまくマッチングできていない気がする。

あなた達は交通弱者だから利用しなさいという上から目線の施策だけではなかなか難しい。各々には各々の思いがある。なかなか難しい問題ではあるが、アンケートを実施するのも一つだろう。利用者の声を聞くのが、一番よく分かる方法だと思う。

事前登録の面倒さもある。若い世代の家族が同居していれば、登録の手伝いをしてくれるだろうが、高齢者世代だけでは簡単にはいかない。また、車の免許を返納していれば、同居の家族が乗せていくよと言ってくれることもあるだろうが、自分で何とかしようとしてシニアカー等に乗って出かけようとする。家族であっても気軽にお願いしてということにもならないようだ。

問題は非常に複雑で、ぱっと解決できるものではないが、やはり制度として維持していかないと、生活必需のことがどうしてもできないことが出てくる。知恵を絞って継続してもらいたい。

(委員)

以前にも地域公共交通事業は行政評価委員会で諮られたが、その時にはコミュニティバスの話があり、それが順調に展開していると聞いて、良かったなど率直に思った。

デマンドタクシーの利用客が減っているということで、資料を見て何が原因なのかと考えてみたのだが、よく分からなかった。利用しなくなった人に聞いてみるのが一番だろう。対象は80代くらいの高齢者が多いと思われる。若い世代であれば、スマホのGPSを使ってすぐに予約できるのでよいのだが、高齢世代は難しい。私も親に古いタブレットを渡してみたが、なかなか使えない。た

だ、この世代も移動はしている。どんな移動があって、何が必要なのかを聞いていくしかないと思う。利用者の声を拾って、いいものにしてほしい。

(委員)

デマンドタクシーが使いにくいから、地域には高齢になっても運転している人がかなりいるのではないかという感覚がある。行きたいところに行けないというイメージがあるのだろう。旧伊予市に出る必要性があったとしても、JRの便数が少なくて、行きは行けても、帰りは16時の便を逃すと帰ることができない。本当のタクシーを頼まないと帰れない。少しでも不自由さを感じるとそれならいいやとなって、90代になっても車に乗っている人がいる。それぐらいデマンドタクシーを利用する不便さの方が大きいのだろう。人口減少ももちろんあるのだろうが、自分が運転する方がまだ自由が利くような感覚を持っている人が多いからこそ、何となく利用しにくいのだと思う。

中山地域では、施設でサービスを受けた後に帰りのバスでスーパーに寄って買い物をして帰っているようだ。食料品を手に入れるのが家から出る頻度の中で一番高いと思う。チラシを見ると、到着地のところに学校と病院しかないように感じた。目から入ってくる情報として、商店が入っていないと感じてしまうと、使えないという感覚になるだろう。高齢者にとっては、地域の小ぢんまりとした商店で十分である。デマンドタクシーが利用されないのは、やはり不便さを感じているためであり、それを解消するための周知活動に力を入れるべきだと思う。

(委員長)

基本的にコミュニティバスもデマンドタクシーも必要不可欠だとは思っている。特にデマンドタクシーの利用者数が減ってきているということが、自己判定でも所属長の課題でも言及されている。委員の皆さんがご指摘の行き先の問題もさることながら、事前の手続きが高齢者にとっては面倒くさいのではないかと。これをもう少し改善する余地があるだろう。いずれにしても、福祉政策であるため、そういう観点・そういう切り口で地域公共交通のあり方を見直してみる、捉え直してみる必要がある。

チラシには便利さについていろいろと書いてあるが、高齢者には見えないだろう。文字情報が多いと、高齢者は本当に見てくれない。絵やイラストを活用する方がよい。最近の高齢者はいろいろなことができるようになったと言われるが、デジタルではなくアナログであるため、もう少し伝わりやすい、伝えやすい情報の量と質にする必要もある。

デマンドタクシーはどこもそうであるが、それぞれの地域における路線が、簡単に運行できるところと、必ずしもそうではない道幅が狭い、曲がりくねっ

たところがあるだろう。その場合は規格の大小も含めて、例えば9人乗りが5人乗りでもかまわないというアレンジも考えて然るべきである。

身体は動かないが、認知が入ってない高齢者は、人一倍口が達者である。そういう人たちを相手にするのは大変な面もあると思うが、福祉政策の一環であるため、やらざるを得ない。そういう意味で、今までとは違った切り口で、もう一度事業それ自体を分析し直す余地がまだ残っているのかもしれない。

(企画政策課長)

昨年度まで本事業を3年間担当していた。委員のみなさんのご意見ご感想を非常に厳しく受けとめており、そのような中で都市整備課に移管したことは非常に責任を感じている。

デマンドタクシーの利用が伸びない点については、経済雇用戦略課で昨年度分析をした結果、一番は人口減少、この10年間で30%減少しているところにあるのではと考えている。次に各地域の中心部にあった店舗や病院等の減少、鉄道の便数の減少、住民の免許保有率の上昇、移動スーパーの普及などが相まって、結果的に導入して約10年間で利用者が40%減少したということである。

ただ、それに対し手をこまねていることもできないため、説明会の開催等も検討していたが、この2年間はコロナ禍により実施できなかった。今後、何らかの形で開催されるものと考えており、ご指摘のあった申請書の見直し、より効果的なチラシの作成、SNS等を活用した新たな周知方法も必要であると考えている。

アンケート調査をすると、中山地域や双海地域から旧伊予市の中心部や松山に行きたいという意見が一番多く出る。ただ、この点については制度上できない。また、JRの愛ある伊予灘線・海回り線が廃線検討対象路線に認定されており、JRはデマンドタクシーの拡張には当然賛同しない。現状では、実現は難しいだろうと考えている。他の公共交通機関と共存共栄を図りながら、どういう仕組みがよいのかを、都市整備課だけでなく市内一丸となって検討していく時期なのかなと考えており、企画部門も一緒に検討に加わりたいと思う。

産業建設部長のコメントを読み上げる。

本事業は、地域公共交通の利用促進を図るため、委員のご意見を踏まえ、運行内容の見直し、効果的な周知啓発方法等の検討に取り組んでまいりたい。